

宗教教義の争訟事件

―主としてアメリカ合衆国における審判事件―

松 本 保 三

(創価大学)

先刻このレジメに書いてあります、司会者からの紹介のありましたように、わたくしは、ここに、カーランド教授の(Prot. PHILIP. B. KURLAND, Vni Chicago)のアメリカにおける宗教審判という論説について紹介しながらお話し申上げたいと思います。それを見ますと、ここにありますように、たくさん判例の中から五つあげてありまして、そして結論としてワトソン対ジョーンズ事件の判例が、非常に画期的なものなのだということがわかりました。わたくしもそれを拝見しまして非常に参考になると思ったのでございます。何ぶんくわしいご報告は時間も許しませんので、主にレジメにもとずき一番と三番について、ここで時間をいただいで、主としてその方向づけをご説明申し上げます。時間の余裕があれば二番・五番とを、はしおって報告できたらと思っております(後部添付「主要判例」レジメ参照)もちろん五番目の判例は、この会でもかつて報告がありましたので、その分も合わせて説明できたらと思っております。

一、このアメリカにおける宗教訴訟ということについては、もうすでにこの会で何回かご報告もありますし、それが

政教分離の一つの方向づけだとして説明されているものでもありません。そしてそのご報告の中でも(1)(後部レジメの番号)のワトソン対ジョーンズ事件をご説明のあったことも、先刻ご承知のことだと思えます。重複することはいとわずに、第一番目のワトソン対ジョーンズ事件のカーランドの考え方をまとめてみたいと思えます。

(1)このプリントに記載されているワトソン対ジョーンズ事件は、南北戦争のあった(南北戦争は一八六一年から一八六五年にあったわけでございますが)その直後で、一八六五年にこの事件があったわけでございます。その内容はプレスビリアン教会という教会があり、その最高の総会がゼネラルアッセンブリ(General assembly)すなわち、最高の教会が過ぎの様な通牒を出したわけなのです。

「今後、牧師職に就任を希望する兩部出身者に対しては、連合政府に忠誠であるか否かを必ず調査すること、連合政府はその忠誠が真実であるかどうかをみて、もしもそれが疑いがある時には、悔い改めさせて奴隷制度に反対の趣旨の宣誓をさせる必要があるということ」を条件にして、牧師職を採用しよう」と。この他にもありましたけれども、主としてこのことが事件の契機となったようでございます。

その総会決定に反対する「ケンタッキー州の「長老教会」が、総会が独自のこういふ決定をしたのは教義に違反するのだと、直ちにそれは改めて欲しい、でなければ、これは独立したいというような、文章を出しまして、長老教会は立ち上がったわけです。

これについて、総会の上部団体は、長老教会に解散命令を発した。これが大きな事件の発端であります。これをケンタッキー州の「州裁判所」は、上部団体の説が正しい。長老教会の方については少数であるからだめであるという意見が出された。また、これについて争いが延びている間に「少数者」の方が正しいという上訴審の判決が出たわけです。たまたま多数派はこれが不服だということで連邦最高裁判所に提訴し、その主張を受け入れられた。こういう事

案について、最終的にアメリカの連邦最高裁判所が裁判をしたのが、このワトソン判決として有名になっているわけです。

この要旨は非常にたくさんありますけれど、この教会は、階級制組織なんだということを前提にして判決をしております。階級制組織ということを申し上げる前に、この教会を大きく理解するには二つの組織があるわけなのです。第一には会衆派制、すなわち会衆派制と申しますと、上下関係のないアッセンブリという教会、それから階級制組織という上下の関係のある、いわゆる命令系統、組織系統が非常にきちっと組織づけられるという教会、とこういうようにしているのではないかと思いますが、そういう二つの教会があります。そこで、このプレスビリアン教会をみますと、監督制のきびしい階級制組織の教会であるということの認定である。この教会は、結論的にいいますと組織がある上に監督がゆきとどいて、そして、それについて従来その全ての財産管理が、当初の信託条項にそって管理運営がなされている場合である。こういうことを前提にする争いの事件である。そういう前提で判決したわけでございます。その内容の主要な点だけをひろってみますと、「実践、信仰、教会規則、教会慣習、ないし教会法に関する問題が提訴されて、宗教団体の最高の裁定機関によって結論が出されている時は、通常の裁判所は何時でも、この結論を最終的なものとして受け入れなければならない、提訴されて継続している事件においてもその結論を適要しなければいけないし、裁判所はそれに拘束を受けるのである。」と、いうことを大前提とし、つぎに下部の教会と一般教会（一般教会というのと、その上の上部の教会）との間、また一般教会の役職が決まり、それについて団体内に裁定機関を開設し、それが運営されているという組織の存在は、疑う余地もなく団体内の決議に従うべきである。団体の統治に黙示的に同意して、結合している。その統治に服さなければいけない。」もしそのような団体のある決定によって権利を侵害されたとするものが、通常の裁判所に訴えて、右の団体の決定を破棄することができるとするならば（団体形成

の同意はこれまでの組織形体の同意なのだから)その同意はむなしものになるし、その宗教団体の破滅におちいるだろう。このような宗教団体の決定は、宗教的教義の範囲に属する全ての事件について拘束がある。団体内の決議は宗教的結合の精随であるとともに、宗教団体内部において生ずる問題を決定するために、自ら裁定機関を設けることができるという権利の精随である。こういうように第二段階として結論づけがあるのであります。

この二つが非常に思い切った判例であり、それから後にここにあげます(2)のケドロフ事件、それから(3)ヘル・メモリアル事件、(4)のシャフスバーグ神の教会事件がある。このようにして発展して、第四番目の判決(4)において、ようやく裁判は定着した。宗教教義については、このワトソン事件の結論で充分である。それに裁判所は宗教団体の決議(宗教集団の自律権)に入ることは宗教団体の破滅をきたすことになるということを、くり返し判決をしているわけであります。

カーランドがいつていることは、階級制組織の上部団体にあつては、上部組織について一つの黙示的、或いは明示的な管理方法があるのであるから、これについて財産の帰属は上部団体の最高の裁定機関の決定に委ねていく、このようにみるべきだと、これは一つの自律権であるというように説明づけております。

この自律権であるという意味が、教義であるなら教義という一つの事項、あるいは、宗教教義の一つの大きなわくがあるなら、それに基づいて自律しているという意味にもとれる。これらの要旨の中には黙示的に団体の討議に服するという一つの合意がなされているのだと。これについては裁判所は深く立ち入ってはいけな。こういうようなものが内容になっているというように説明づけています。

この裁判をみまして、直ちに教義、或いは宗教事項だから裁判所は介入しない。その根本に一応の、この階級的教団組織においては大きな合意というものが潜在的にあり、それがいろいろな点において、管理運営においても、あるい

は組織、人的監督についてもそれに従うという、一つの統治の合意がある。これを乱すことは、ひいては宗教団体の破滅にいたるということ述べているように思うわけであります。

信託的明示、または合意の点で宗教団体の教義というものが表に出ている。そして、もし裁判所の介入があれば、それによって一つの信託理解は終滅したのだという考え方が説明づけてあるのであります。私は、このカーランドのいっておきますように、やはりそこには大きな統治に服するという、潜在的な合意があるのだというようにうけとめます。このワトソン・ジョーンズ事件の判例はその基本的な基盤をそこに見出さなければならぬのではないかと思っ

ているわけでありませう。

この事件については、その判決のあった後ですけれども、ホルダンとアレクサンダー事件というのが、一八七二年の判例として出ておりました、それもやはり、つぎのようにならざるを得ない。裁判所は、「教会教義に関する通常の決定や、講成員の破門を審査したり、疑うという、そういう権限を有しない。裁判所は財産に関する権利を扱うだけである。」そして裁判所は「誰が教会の講成員であるか、誰が講成員について破門されたか、そういうことを決定することはできない。」裁判所は破門の事実と、破門された者がもはや教会員でないということを最終的に受け止めなければいけない。しかし、それから後のそれを前提として、財産の管理は誰があたるかということとは、この裁判所でも審議できる。このようにして、少数派と多数派との争いについて、破門された者については、裁判所はそれが正当かどうかというところまでは判断できないのだ。ただ、その破門された以外の正当に残っているものが、誰が管理に当たるかというところについて裁判所は判断することができるということを示している。これは一番目の(1)ワトソン対ジョーンズ事件での最後の締めくくりではないかと思うのです。でも、この点はカーランドは、くわしくのべないで、すぐにこの第三番目の(3)ハル・メモリアル事件で最終的に確認したのだといっております。

二、宗教事項というものを大きくみているが、先程、私がいいましたように統治に服するという明示的な合意というものを重くみているか。監督教会では全部それに承認しているかという、どちらに重きを置くかということは、この裁判自体からは理解を得ることはできません。そういう受け止め方があります、第二番目にいいましたホルダンとアレキサンダー事件、これは一八七二年でございませけれども、これは裁判所が中味には入らないということを宣言していることを知り、その根本は何にあるかということを知ることがい知ることにはできないのであります。

(3) その次に少し飛びますけれども、第三番目のハル・メモリアル事件について少し事実をみてみようと思う。このハル事件というのは、一九六九年、新しい事件でございませますが、これは事件の当事者は、やはりプレスビリアン一般教会とジョージンズ州の、特にハル・メモリアル・プレスビリアン教会、それから同じく同列に位置するイースタンハイツ・プレスビリアン教会、この二つの地方教会との争いであるわけです。一般教会が上にあります、その地方教会が二つありまして、それとの争いだ、これの原因はどこから出て来たかということについていろいろ事情はあったらと思うのですけれども、説明の一つは、「一九六六年に上部団体である一般教会から脱退した二つのこの教会が立ち上がったその理由は、上部団体である一般教会が、ベトナム戦争や黒人の市民運動などに関して出した声明が気に入らないと、それから女性を聖職者に任命するとの決定が気に入らない、こういう二つのことを理由にして、意地といえますか、独立、対独立をしたわけです。これに関して一般教会は調停を提起したのでありますけれども、その調停ができないで結局、これが訴訟になったわけです。ジョージア州での裁判が行われて、結局、地方教会が有利な判決がなされたわけです。

これについて連邦の最高裁判所に審議されました、それが今言いました一九六九年に判決が下されたわけでございます。要旨が非常に長いのでかいつまんで内容を申し上げますと、教会財産をめぐる訴訟の結果が宗教的教義とその

実践に関する論点を裁判所がどう決定するかにかかっている。修正第一条の価値は明白に危くされることになる。財産問題を解決するために、裁判所が宗教上の解決に手を染めるならば、教義の自由な発展をのぞめない。純粹に宗教上の関心事を、関心事項に世俗の理解をからませる危険が生じると、この危険の故に、修正第一条は基本的に宗教上の目的のために裁定機関を用いることを禁止しているのである。従って、この修正第一条は、裁判所が教会財産をめぐる紛争には(その紛争の基底にある、ある教義上の論点を解決することをのぞき)判決することを命じているのである。

しかし、この宗教団体及び個人は裁判所に対して教義の問題の解決を要求することができない。

この一般教会が従前の教義から離反した事が黙示的信託の終了を要求するほどに、重要な地位、伝統的の神学の中で決めていかねばならぬことがある。裁判所は、その離反の認定がその教義事項に関して有する相対的重要性を評価した後でのみ、判決することが必要なときは裁判所は中味に入ることになる。そして最終的にはこのように当裁判所としては、ジョージア州の黙示的信託の法理教義から離反という要素は、いかなる将来の司法手続においても何の役割も生じることができない。

三、教義からの離反というものは、ゴンザレス事件においても考慮されているとおりである。ゴンザレス事件というのは、一九二九年にフィリピンで、黒人の牧師の事件であった。それにもやはり教義に深く入らないという判決をしている。この第三番目の(3)ハル・メモリアル事件というのは、信託的なものから裁判所は一步のり越えて、教会の教理までは入ることができないので、信託的法理の中の教義というものは入ることはできない。従って信託・黙示的信託の内容までも入ることはできない。こういうことをいっている。一步前進して、このワトソン事件で判断していた基盤である。この判決によって、宗教事項は前提的なものになる場合には、判断から遠慮すべきだ。このよう

に理解しなければいけないのではなからうか。これは黙示的信託の法理はここで否定されたものであるということをして、カーランドは結論づけております。

(3)のハル・メモリアル事件の少し前に、(2)に出ておりますケドロフ対ニコラス大会堂事件というのがあります。一九五二年にこの事件がありました。ニューヨーク市にある聖ニコラス会堂の、ある役職の任命について、北アメリカのロシア正教とモスクワの一般ロシア正教との間に意見が対立したわけであり、北アメリカの一般教会いわゆる親教会から独立を宣言して、ニューヨーク州の地方議会は地方教会の管理の自治を認める法規を制定した。そして、ニューヨーク州裁判所、最高裁判所まで行きまして、結局、最高の連邦最高裁判所はロシア正教の方に勝訴を認めた。ただそれを認定しただけでなくして、これも、つぎにのべるように宗教教義から手を引くという結論を出している。宗教団体の自由の精神、所屬的支配、ないし操作から独立ということになっている。それは信教や教義の問題と同様に、教会の統治の問題をも国家や州の干渉を受けずに、自由に決定する力のあるということ。こういうように、牧師を選ぶ自由というものは、教会宗教活動の中の自由である。それを州政府による干渉と、こういう法規をつくるということは、連邦憲法上の保護を受けないことになる。このニューヨーク州の制定法は、命令によって教会の管理者を別の管理者に置きかえたりできることであるし、これに干渉することはまた厳密にいうと、教会教義に関する事項について支配権をする事になる。これは修正第一条に違反し、宗教の自由という禁じられた領域に州政府の権力を侵入せしめることになって、憲法違反である。このように結論づけている。

この(3)のハル・メモリアル事件は、その中の一節に不干渉事項を入れているわけであり、これは、ワトソン対ジョーンズ事件の大きな精神が、この(3)の判例に進発展してきた中間的な役割をしたものではなからうかと思えます。(4)のメリーランド・ヴァージニア神の教会対シャープスバーク神の教会事件ですが、これもカーランドはのべて

おります。この案件は神の教会と呼ばれる上部団体に属していた二つの地方教会が上部団体から脱退したわけであり、ます。これについて州裁判所と、つぎに最高裁判所へといったわけでございます。いずれも教会の基本法によって、地方教会の財産の所有権は地方教会にあるという判断をしているわけです。これについて最高裁判所は次のように述べている。

それは（上告人という一般教会ですけれど）上告人の神の教会と被告上告人である脱退派の教会の間の教会財産の紛争を解決するに当って、メアリー州の最高裁判所は宗教法人の財産保持を規制する州制定法の諸規定、係争財産の地方教会への移転を定める捺印証書（捺印とはこれに「署名」ということを「捺印」と読みかえた）、地方教会の憲章並びに上部団体の基本中の教会財産の所有、支配に関する規定に依存して、それを前提として判決している。しかしこの州裁判所による紛争解決は、宗教教義に関する審査には関わりないのであるけれども、それが法律というものについて政府が干渉していることについては(1)と同意見である。

なお、他にのべておりますが、シャフスバーグ判決の補足意見としては、教会が教会財産の支配をどこに置いているかを決定するために、教会内の権力の配分について裁判所が深く調査することを認めることは、教義を裁判所が決定する時と同じく、修正第一条に違反するという補足意見を書いております。教会内の権力への配分について裁判所が深く調査することを認めることは、ひいては裁判所が教義を決定すると同じく不当であるというように表現をしている。これまでの判例をみると、どのようなものであっても、いわゆる自律権に基づいて教会内の組織ができてきている限りは、それを一応認めていかなければいけない。それを認めるということは、教義に潜在する規定が表現されているのだから、それを一字一句たりとも変更するということは、その潜在的な教義に違反するという結果にならざるを得ない。こういうように(4)のシャフスバーグ神の教会事件はまとめられている。

最後につきの(5)の判例をご紹介しておきたいと思えます。これはイリノイ州の最高裁判所で訴訟が起った事件である。連邦最高裁判所で判断した事件であります。これはセルビアの東方正教会というのがありまして、これがカナダの下位にいる地方教会ですが、カナダ主教の司教になったミリヴォイヴィッチという牧師の職務をはく奪したという事件です。結局これはカナダ主教についての指示に抵触することはできないのだと、そういうことを認めることは裁判所としてはできないということをおります。そうすると、どうすることかというところ、結局、今までの手続きによってそれが正当かどうか、その機関で判定をまつべきであるという最高裁の判断であります。

これはミリヴォイヴィッチ(デイオニツェとも呼ぶ)の除名は親教会の越権行為であって無効であるという主張です。これは、教階制教会の教会内、最上級の裁定機関の諸決定を拒否するという、許し得ない行為に属していること、更に教会組織、及びその組織に基づいてなされたそれらの諸紛争の解決に裁判所は立ち入って審査を行い、自らの審理をもってそれらの解決に干渉するという許し得ない行為をしていることになる。イリノイ州の最高裁判所の判断は、このように中味に入っているじゃないかということをおります。そしてこのデイオニツェに対する停職処分は相当かどうかということについては、その内部機関、裁定機関というものがあるのだから、それについての決定を尊重し正しくみなければいけない。裁判所はそこまで入ることはできないのである。とこういうように結論づけている。

で、ここに書いておきましたその必須条件として、まず教会内裁定機関が教会法、又は教会規則によって従うことを要求されている。裁定機関が教会上の問題の裁定に当って従うものとされている実体的懸案を審問しなければならぬ中味に入ることになるのだ。こうしたところこそ修正第一条の禁止しているところである。これも手続がある以上は、それは黙示の信託の法理である。一つの統治機関として干渉し中味に入っているのだから、それはひいては教義に影響することにもなるから、裁判所は一步外へ出るべきであると、これこそ修正第一条の禁止していることである。

こういうように結論づけているわけでございます。

結論的に言いますと、日本国憲法の基本条項もやはり、米国の憲法修正第一条趣旨に深くこれを取り上げている。現在の日本国憲法ができていくわけでありまして。そうした一連の点を眺めなければならぬ。

その他一連のこれに類した最高裁判所、米国の最高裁判所の判例がぼう論として見受けられます。カーランドの論説がこの五つの点に絞って、修正第一条とアメリカの宗教審判についてまとめてみると見たわけでございます。以上わたくしのつたない見解を申しのべたのでございます。

二、主要判例の要旨

① ワトソン対ジョーンズ事件

裁判所の宗教問題に対する不介入の原則は、修正第一条が各州に適用される以前である。一八七一年のワトソン対ジョーンズ事件 (13 Wall, 679) をつぎにのべよう。

事案は、教義上の理由から、長老教会の一般教会から（地方教会を包括下におく教会）から離脱した一分派である地方教会が、宗教活動を行なうための教会財産の管理権に関し、一般教会と争い、いずれに教会財産の管理権があるかというものであり、論点は、一般教会と地方教会のいずれが正統教義を承継しているかという点にあった。連邦最高裁は、つぎのように判示している。

「世俗裁判所 Civil court（単に裁判所という）を支配すべき行動原則……は、次のようなものである。教会法規、信仰、または教会の宗規・慣行・規則に関する問題が、訴の提出された教会内の最上級裁定機関によって裁定された場合は、裁判所はその裁定を係属中の事件に適用するに当たって、単にそうした裁定が終局的なものであり、裁判所に対して、拘束力を持つものとして受け入れなければならない。……この国においては、道徳および財産に関する法に違背せず個人の権利を侵さない限り、いかなる宗教的信仰を抱き、いかなる宗教的原理を實踐し、いかなる宗教的教義を説くことも、完全かつ自由な権利としてすべての人に与えられている。法はいかなる異端も知らず、あえていかなる教義を支持するものでもなく、また一宗派を樹立しようとするものでもない。いかなる宗教的教義であれ、その表現及び普及を援助する目的で任意の宗教団体を組織する権利、また当該団体内で論議

されている信仰上の問題の裁定のため、さらに当該全国組織のすべての個人成員、会衆組織及び役員に対する教会的統治のために裁定機関を設ける権利は、審問する余地のないものである。自ら結合してこのような団体を形成するものは、団体統治に黙示的に同意して結合するものであり、その統治に服しなければならぬ。しかし、もしそのような団体の決定の一つによって権利を侵されたとする者が誰か一人でも裁判所に訴えてその決定を破棄させることができるのであれば、その同意は虚しいものとなり、そのような宗教団体は完全な破壊へと至るものである。それらの決定が教会内審理に属する全ての事件において拘束力があり、団体自体が定める上訴のみが服さるべきものであるということは、このような宗教的結合にとって不可欠のことであり、その団体内部に生ずる問題の裁定のため裁定機関を設けるという彼らの権利にとっても、不可欠のことなのである」(80 Wall, 727 ~ 729)。

また、裁判所の管理権に関して、

「全く純粹に教会上の性質を持つ紛争の論点——すなわち裁判所の管轄権が及ばない問題——神学上の紛争、教会法規、教会内統治、要求される論理規範への教会員の服従等にかかる問題が、その決定の対象になる場合は、事情は著しく異なってくる。……もし裁判所が、これらすべての事項を審理しようとするならば、あらゆる宗派の教義に関する神学のすべての内容、慣用と習慣、教会の成文法、及びその基本的組織を詳細かつ注意深く審理することが許されることにならうし、またそうせざるをえないであろうことは察するに難くない。……こうした原則は、これらの団体から自らの教会規則を解釈する権利を奪う」ので許されない

と判示し、財産紛争の解釈のためであっても教義、信仰その他の教会事項に達する裁判所の介入を許さない。

② ケドロフ対聖ニコラス大会堂事件

連邦最高裁は、一九五二年、ケドロフ対聖ニコラス大会堂事件において、右ワトソン事件の原則を憲法上の原則にまで高めた。

事案は、ニューヨーク市にある聖ニコラス大会堂のある役職任命について、北米のロシア正教とモスクワの一般ロシア正教との間に生じた紛争から出たものである。

すなわち北米にあるこれらの教会は、親教会からの独立を宣言し、ニューヨーク州の地方議会は、地方教会の管理上の自治を認める法律を規定した。ニューヨーク最高裁判所は、この制定法の合憲性を支持し、北米のこれらの教会の選出された聖職者たちは、大会堂の使用権を有すると判断した。これに対し連邦最高裁判所は、モスクワがこの分派を承認しなかった事実を認定して、ニューヨーク州裁判所の判決を破棄してこの制定法を違憲と判断した。すなわち、つぎのように判示している。

「ワトソン対ジョーンズ事件の判決は……宗教団体の自由の精神、世俗的支配ないし操作からの独立という光を放っている。簡略していえば、それは信教や教議の問題と同様に、教会の統治の問題をも、国家や州の干渉を受けず、自由に決定する力のことである。思うに、不当な選出方法が明らかでない限り、牧師を選ぶ自由は、今や宗教活動の自由の一環として州政府による干渉に対して連邦憲法上の保護を受けるものというべきである。……「ニューヨーク州の制定法」は命令によって教会の管理者を別の管理者に置きかえたり、また厳密に教義に関する事項についての支配権を教会のある権威から他の権威へ移したりするものなのである。かくして、これは、一教会の一分派のために修正第一条に違背して、宗教の自由という禁じられた領域に州政府の権力を侵入せしめること

になる」(344 U.S. 116, 119)

③ 全米長老教会対メアリ・エリザベス・ブルー・ハル・メモリアル長老教会事件

ワトソン事件と同様の事例に関して、一九七九年の全米長老教会対メアリ・エリザベス・ブルー・ハル・メモリアル長老教会事件において、連邦最高裁判所は、ワトソン事件から引用し「明確な憲法的ひびきを持つ言葉」と評価し、さらに進んで、ワトソン事件の諸原則を修正第一条を通して適用される憲法的原则として採用し、次のように判示した。

「教会財産をめぐる訴訟の結果が、宗教上の教義並びに行為についての意見の対立に関する裁判所の判断にかかっている場合、憲法修正第一条の保護しようとしている信仰の自由に関する諸権利は明らかに侵害の危険にさらされることになる。裁判所がそのような財産上の紛争の法的解決のため、そのような意見の対立を裁定しようとするならば、宗教教義の自由な発展を妨げるばかりでなく、純粹に宗教団体内部に関する事柄に世俗的利害をからませる危険性がつねに存在することになる。この危険ゆえに、修正第一条は、宗教上の目的のために政府機関を使用することを基本的に禁止しているのである。……したがって、この修正第一条は、裁判所が教会財産に関する紛争の基底に存在する教義上の論争を解決することなしに判決することを命じているのである。……ジョージア州判例法にみられる黙示的信託論における教義逸脱の要件は、裁判所に宗教の核心に関する事項、すなわち特定宗派の教義を解釈すること及びその教義のその宗派における重要性についての判断を強いるものである。憲法修正第一条は、明らかに裁判所がそのような役割を果すことを禁じている」(393 U.S. 440, 450)

④ メリーランド・バージニア神の教会対シャープスバーグ神の教会事件

一九七〇年一月連邦最高裁判所は、更に同種の事件であるメリーランド・バージニア神の教会対シャープスバーグ神の教会事件の補足意見の中で、次のように判示している。

「裁判所は、当該〔教階制〕教会の支配機関が教会規則の下で〔そうした紛争を裁定する〕機能を有するか否かについて審理することをしない。……そうした問題の裁決は、不明確な教会の規則や慣行について解釈することをしてばば余儀なくするからである。教会財産使用の監督が、宗教上の規則によれば、どこに置かれるのかを決定するのに、裁判所が教会内部の権限の配分までに立ち入って調査する事を許可することは宗教教義を裁判所が設定するのと同様同じ意味で修正第一条の違反となるであろう。同様に、教会内で全体的な権限を行使する単一、または複数の組織の確認が実体的な論争点である場合、裁判所はその争いの解決に不可欠と思われても、宗教上の規則と慣習については調査すべきではない。即ち、ワトソン事件のアプローチを用いる事が修正第一条の禁止条項に違反しないのは、教会内の正当な統治組織を教義問題の解決及び同教会の組織形態に関する広範な調査を行なうことなく確認できる場合のみである。……裁判所は、教階制教会内の最上級裁定機関の諸決定を、係属中の教義ないし組織に関する宗教紛争に適用するに際して、それらの決定を攪乱してはならない。それらの決定が裁判所に対して拘束力を持つものとして受け入れなければならない。

⑤ セルビア東方正教会アメリカ合衆国・カナダ主教区等対ミリヴォイエヴィッチ等事件

一九七六年六月二一日、連邦最高裁判所はセルビア東方正教会アメリカ合衆国・カナダ主教区等対デイオニシエ

一九七六年六月二日、連邦最高裁判所はセルビア東方正教会アメリカ合衆国・カナダ主教区等対デイオニシイエ・ミリヴォイェヴィッチ(最高裁では「デイオニシイエ」と略称)等事件において、教会の人事組織に関する自律権を確認した。

事件の争点は、親教会がデイオニシイエをアメリカ・カナダ主教区の主教から停職解任できるかどうか、また親教会の選んだ主教と交代させ、アメリカ主教区を三つの主教区に分割できるかどうかということであった。

すなわち、セルビア東方正教会アメリカ・カナダ主教区の管理をめぐる長期的紛争において、セルビア正教会(親教会)の全国主教総会および最高会議は、被上告者たる主教デイオニシイエを停職処分にし、最終的には聖職を剝奪して、上訴者のフィルミアンを主教区の管理者に任命した。セルビア正教会は教階制教会であり、その主教の任命および罷免権はすべて全国総会および最高会議にある。デイオニシイエは、被上訴者たるイリノイ州の非営利法人の財産に上訴者が干渉することを禁じ、かつ自分を主教区の真の主教として宣言してくれるよう要求して、イリノイ州の裁判所に訴訟を提起した。長期にわたる裁判の後、裁判所は係争点の大部分を上訴者に有利に解決した。イリノイ州最高裁はデイオニシイエの除名および聖職剝奪は、彼に対する裁定が同最高裁の見解では教会の法規と罰則に従って行なわれなかったもので、「専横的」なものとして斥けるべきであるとし、また主教区再編成については、主教区の賛同を得ずにかかる改変を行なうことは、親教会の越権行為であるから無効である、と判決した。

連邦最高裁判所は、ワトソン事件、神の教会事件、ケドルフ事件、長老教会事件、等で確認された原則を詳細に分析し、

「イリノイ州最高裁判決の致命的な誤謬は、それが、係属中の諸紛争に対する当該教階制教会の教会内最上級裁定機関〔複数〕の諸決定を許否するという許し得ない行為に依拠していること、さらに教会組織並びにその組織

に基づいてなされたそれらの諸紛争の解決に立ち入って審理を行ない、その自らの審理をもってそれらの解決に代替えするという許し得ない行為をなしていることにある」

として、イリノイ州最高裁判決は修正第一条ならびに修正第四条に違反していると判決した。

判決文において、長老教会事件の判決を詳細に分析した後、

「この原則（「修正第一条は裁判所が教会財産紛争を扱うに当たって、その基底をなす宗教教義上の論争を解決することなしにそうした紛争を裁決することを命じている」との原則）は教会組織や教会管理をめぐる教会紛争についても上と同等の効力をもって適用される」

と判示している。

更に、親教会のなした、ディオニシエに対する処分が「専横的」なものであったか否かを裁判所において審理することにつき、

「教会内裁定機関による教会上の行為が「専横的」であるか否かを裁判所が検討するためには、その必須要件としてまず教会内裁定機関が教会法または教会規則によって従うことを要求されているはずの訴訟手続を審問するか、あるいはまたその裁定機関が教会上の問題の裁定に当たって従うものとされている実体的規範を審問しなければならぬ。しかしながらこうした審問こそまさに修正第一条の禁止しているところなのである。そのような例外を認めるとすれば、宗教上の論争は裁判所の審問に適しない問題であり、裁判所は教会内裁定機関による教会上の決定をそのまま受け入れなければならないという一般原則を弱体化させることになる」

として、イリノイ州最高裁の判決をやはり修正第一条、同一四条に違反するものとして破棄した。

次に、イリノイ州最高裁が親教会によるアメリカ・カナダ主教区の三分割への再編成が無効であるとした点について、主教区再編成は教会内部の統治すなわち教会の事柄の中核にある問題に係わるものであるとして、信教の自由は「〔宗教団体が〕信仰と教義の問題はもとより教会統治の問題を国家の干渉を受けずに、自ら決定する権限」を含むとの原則（ケドロフ事件）を確認し、イリノイ州最高裁の判決を修正第一条同第一四条違反として破棄した。